

## 測量調査設計業務実績情報システム (AGRIS)に関する特記仕様書

### 第1条

受注者は、今治市が発注する農業農村整備事業における業務については、契約時又は業務完成時において、委託料が500万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、監督員の確認を受けた後、社団法人農業農村整備情報総合センター(以下、「ARIC」という。)のシステムに登録または、フロッピーディスクにより提出し、登録しなければならない。

### 第2条

登録時にARICが発行する「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。